

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	伊丹市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/johorenkei/1474347299489.html

執行機関名 伊丹市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	要介護被保険者等(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号に掲げる被保険者をいう。以下同じ。)に対する利用者負担額(要介護被保険者等が同法の規定により受けた保険給付に係るサービス及び同法第115条の45第1項に規定する第1号事業につき負担する費用の額をいう。以下同じ。)の軽減又は当該利用者負担額の軽減に係る社会福祉法人等への助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊丹市条例第53号)別表第1市長の項第6号 要介護被保険者等(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定及び同条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第2号に掲げる被保険者をいう。以下同じ。)に対する利用者負担額(要介護被保険者等が同法の規定により受けた保険給付に係るサービス及び同法第115条の45第1項に規定する第1号事業につき負担する費用の額をいう。以下同じ。)の軽減又は当該利用者負担額の軽減に係る社会福祉法人等への助成に関する事務であって規則で定めるもの

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u>について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の<u>保健医療の向上及び福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち、社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担額の軽減制度について必要な事項を定めることにより、<u>低所得の利用者の生活の安定と介護保険サービス及び地域支援事業(以下「介護保険サービス等」という。)</u>の利用促進を図ることを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に係る実施要綱